

常滑東小学校児童数増加に伴うあり方検討 委員会報告書（答申）

～児童がより良い環境で学校生活を送るために～

常滑東小学校児童数増加に伴うあり方検討委員会

平成27年6月

目 次

はじめに	2
1 現状と課題	3～5
2 検討結果	5～8
3 参考意見	9
<参考資料>	
(1) 常滑地区以外の地区の児童・生徒・学級数の推移予測表	10
(2) 検討内容の経過	11
(3) 常滑東小学校児童数増加に伴うあり方検討委員会設置要綱	12・13
(4) 検討委員会委員名簿	14

はじめに

教育委員会は、「常滑東小学校のマンモス校化の回避と常滑西小学校の適正規模の維持」及び「行政区と学校区をできる限り同じにする」ことを基本方針とし、平成26年4月から新しい通学区域を導入しました。

このことと並行して教育委員会は、常滑東小学校区の人口の推移について、見守っておりましたが、平成26年度当初の確認作業により、予測値と現在値の差が拡大していることが判りました。この予測値からすると、平成31年度には教室不足が見込まれる状況であるため、その対策を講ずる必要があると考えました。教育委員会は、マンモス校化は避けたいが、再度、通学区域変更をお願いすることは難しいと考え、校舎建替えによる対策案を視野に、関連する予算を計上しました。このことに伴い、市議会からは、「検討委員会を設置し、広く意見を伺い進めるよう。」ご指摘がありました。

こうした事態に関する対策案を検討するため、両学校区の子どもに関係ある方々にお集まりいただき、「常滑東小学校児童数増加に伴うあり方検討委員会」を設置し、児童がより良い環境の下で学校生活を送れるよう検討を進めてきました。

検討委員会の皆様により、こうして検討委員会の報告書として取りまとめることができましたのも、「児童や地域のために」という共通の思いがあったからにほかなりません。

教育委員会は、この報告書の検討結果を真摯に受け止め、子どもたちに、環境が変化することによる負担をできるだけ掛けないよう対策を講ずるとともに、保護者や地域の方々にも安心して見守っていただけるような最適な施策を推進されますよう要望します。

平成27年6月16日

常滑東小学校児童数増加に伴うあり方検討委員会

委員長 坂 倉 好 克

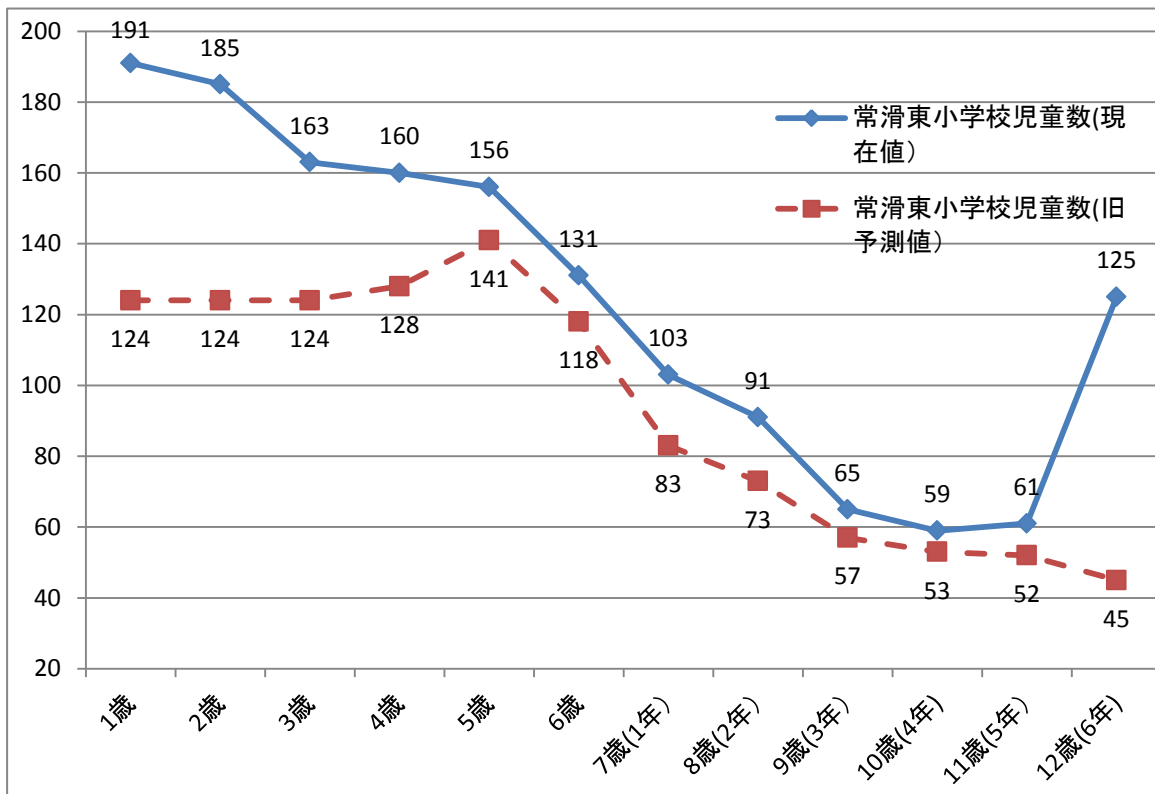
1 現状と課題

(1) 通学区域見直し後の常滑東小学校児童数の現状について

常滑東小学校及び常滑西小学校に係る、平成 26 年 4 月の通学区域の見直し後の常滑東小学校区の児童数について、飛香台の動向を見ながら確認していたところ、次の表のように年齢が小さくなるにつれて、現在値と旧予測値の差が拡大していることが判りました。旧予測値の状態であれば、特に課題は発生しませんでした。旧予測値の予測方法は、転入世帯像として、既に子どもさんがいる 4 人家族をイメージしておりました。しかし、実態としては、結婚を機会に入居後、赤ちゃんが誕生するというケースが多い状況でありました。結果、小学校における児童数の推移予測に大きな差が生じております。

(平成27年3月1日現在)												
区 分	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 (1年)	8歳 (2年)	9歳 (3年)	10歳 (4年)	11歳 (5年)	12歳 (6年)
常滑東小学校児童数 (現在値)	191	185	163	160	156	131	103	91	65	59	61	125
常滑西小学校児童数	107	93	113	105	108	116	100	127	102	115	119	51
常滑地区児童等数計	298	278	276	265	264	247	203	218	167	174	180	176
常滑東小学校児童数 (旧予測値)	124	124	124	128	141	118	83	73	57	53	52	45

常滑東小学校児童数現在値と旧予測値の比較グラフ



(2) 常滑東小学校・常滑西小学校・常滑中学校の児童・生徒・学級数の推移予測及び課題

平成 27 年 5 月 1 日現在におけるデータに基づき、新たに予測を行った結果、常滑東小学校だけでなく、常滑中学校に関しても教室不足となる可能性があります。学校毎の現状及び推移予測から想定される課題については以下のとおりです。

◆常滑東小学校

平成 27 年度において、通常学級と特別支援学級合わせて 18 学級ある。利用可能な普通教室数は、27 教室であるが、今後、児童数の増加に伴い平成 31 年度には 31 教室必要となる見込みであるため、4 教室分の対策が必要となる。また、平成 33 年度には 37 教室必要となる見込みであるため、10 教室分の対策が必要となる。

◆常滑西小学校

平成 27 年度において、通常学級と特別支援学級合わせて 23 学級ある。今後、35 人学級である 1・2 年の児童数の増加に伴い、25 教室必要となる見込みであるが、普通教室として 31 教室利用可能であるため教室不足の見込みはない。なお、全教室数は 42 教室であるが、未改修の 11 教室を普通教室として利用するためには大規模な改修が必要となる。

◆常滑中学校

平成 27 年度において、通常学級と特別支援学級合わせて 17 学級ある。現在、利用可能な普通教室数は、27 教室であるが、今後、生徒数の増加に伴い平成 39 年度には、30 教室必要となる見込みであるため、この予測のまま推移すると 3 教室分の対策が必要となる。

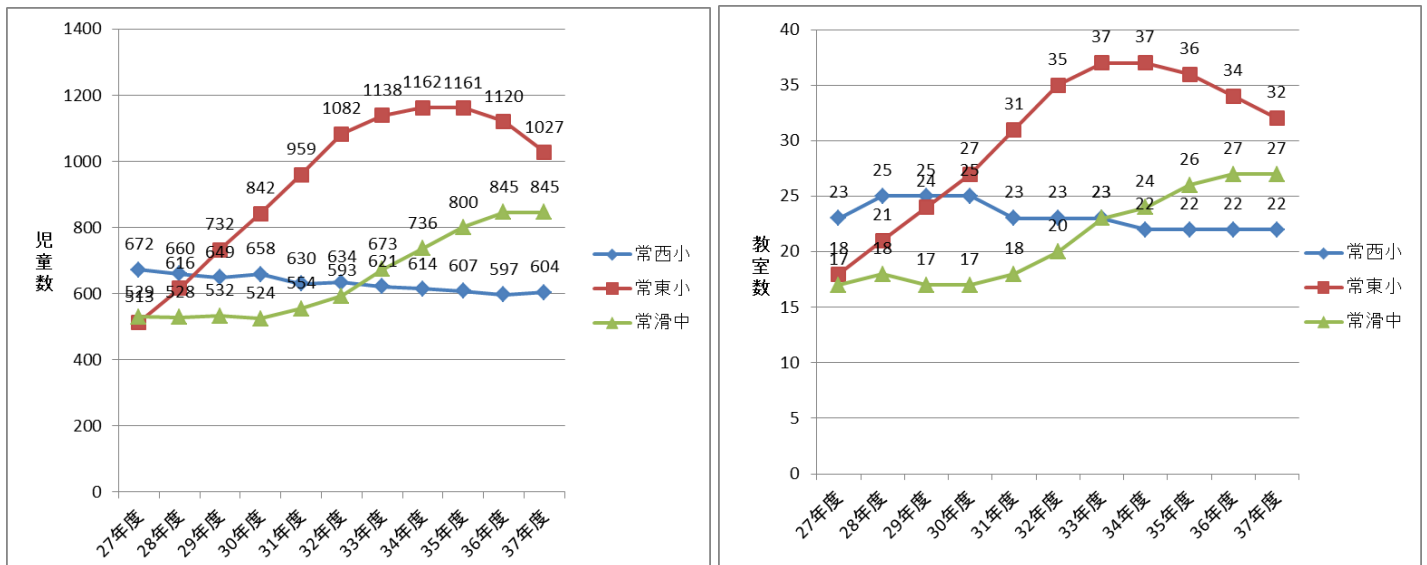
常滑地区の児童・生徒・学級数の推移予測表

平成 27 年 5 月 1 日現在

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	教室数
常西小	児童数	672	660	649	658	630	634	621	614	607	597	604			42(31)
	学級数	23	25	25	25	23	23	23	22	22	22	22			
常東小	児童数	513	616	732	842	959	1082	1138	1162	1161	1120	1027			27
	学級数	18	21	24	27	31	35	37	37	36	34	32			
小学校計	児童数	1185	1276	1381	1500	1589	1716	1759	1776	1768	1717	1631			69(58)
	学級数	41	46	49	52	54	58	60	59	58	56	54			
常滑中	生徒数	529	528	532	524	554	593	673	736	800	845	845	899	927	27
	学級数	17	18	17	17	18	20	23	24	26	27	27	29	30	

※網掛け部は、表の右端に表示した最大教室数を上回る教室数となる年度を示す。

常滑地区の児童・生徒・学級数の推移予測グラフ



2 検討結果

「常滑東小学校児童数増加に伴うあり方検討委員会」では、平成27年4月30日（木）から平成27年6月16日（火）まで、全4回に渡り委員会を開催し、対応策等について協議した。その結果は次のとおりである。

(1) 委員会で採択された対策案(順不同)

①常滑東小学校の東館の建替え(第2案)

常滑東小学校の特別教室のある東館を建替え、特別教室と普通教室をあわせた4階建ての新東館を建設する案。

②プレハブ校舎の建設(第3案)

常滑東小学校のグラウンドの一部にプレハブの普通教室用の校舎を建設する案。この案の場合、現在の東館を特別教室として利用する前提があり、そのための改修費が別途必要となる。

検討内容

・常滑東小学校の児童数増加に係る具体的な対応策について、次の7つの案について検討した。

第1案 常滑東小学校と常滑西小学校の通学区域を再度変更する。

第2案 常滑東小学校の東館を建替える。

第3案 常滑東小学校のグラウンドの一部にプレハブ校舎を建設する。

第4案 常滑東小学校と常滑中学校を入れ替える。

第5案 旧常滑高校を常滑中学校に、常滑中学校を常滑東小学校にする。

第6案 常滑中学校の余地に常滑東小学校を建設する。

第7案 飛香台地区周辺の山地を開発し、小学校を新築する。

第1案 常滑東小学校と常滑西小学校の通学区域を再度変更する。

○メリット

- ・常滑東小学校のマンモス校化が避けられる
- ・他の対策案と比較し事業費が抑えられる。
- ・平成31年度に間に合う。

●デメリット

- ・コミュニティを分断する。
- ・児童や保護者が混乱する。
- ・飛香台地区の一部を常滑西小学校の通学区域に編入する場合、常滑東小学校付近を通過して通学することになり、理解されにくい。

◎これらの点を総合的に検討した結果、課題が多く重いことから委員会の対策案として適さず採択しない。

第2案 常滑東小学校の東館を建替える。

○メリット

- ・築50年以上経過した校舎が新しくなる。
- ・平成31年度に間に合う。
- ・通学区域の変更がない。

●デメリット

- ・事業費が大きい。
- ・新東館の建替え事業費以外に特別教室の仮設教室の整備事業費が必要である。

◎これらの点を総合的に検討した結果、今後、事業費についての検証が必要であるが、「対策案として好ましいのではないか。」という意見が多いため、委員会の対策案として採択する。

第3案 常滑東小学校のグラウンドの一部にプレハブ校舎を建設する。

○メリット

- ・第2案より事業費が小さい。
- ・平成31年度に間に合う。
- ・通学区域の変更がない。
- ・エアコンが必要となり、室的に快適な学習環境となる。

●デメリット

- ・校舎をグラウンドに建設するため、その一部が使えなくなる。
- ・特別教室として、老朽化している東館を利用する計画であり、改修の必要がある。

◎これらの点を総合的に検討した結果、「対策案として好ましいのではないか。」という意見が多いため、委員会の対策案として採択する。

第4案 常滑東小学校と常滑中学校を入れ替える。

○メリット

- ・国道 247 号線を境に通学区域の変更を行えば、交通安全上、比較的安全となる。

●デメリット

- ・概算事業費が大きく、十数億円と推計される。
- ・常滑東小学校と常滑中学校の普通教室数は、同じ 27 教室であり、入れ替えだけでは教室不足は解消されず、増築事業費は引き続き発生する。
- ・中学校と小学校では施設構造が異なり、階段、手洗い、黒板の位置など校舎の改修や武道場などの体育施設の新築経費や移転作業が必要となる。
- ・通学区域変更の必要がある。
- ・平成 31 年度に間に合わない可能性がある。

◎これらの点を総合的に検討した結果、予算的・時間的に課題が多く重いことから、委員会の対策案として採択しない。

第5案 旧常滑高校を常滑中学校に、常滑中学校を常滑東小学校にする。

○メリット

- ・国道 247 号線を境に通学区域の変更を行えば、交通安全上、比較的安全となる。

●デメリット

- ・自転車通学に際し、現在よりも街中を通ることになり、交通安全上課題が多い。
- ・対策案 4 と同様大きな事業費が必要となる。
- ・旧常滑高校は、テニスコート等が職員室から見通せないため目が行き届かない。また、不審者対策上も課題がある。
- ・旧常滑高校は県施設であり、交渉が必要である。
- ・体育館は耐震性がなく、また、老朽化している。
- ・現在使われていない校舎であり、老朽化も進んでいるため、いつまでもつかわらない。
- ・31 年度に間に合わない可能性がある。
- ・高校は配膳を考えた施設形態となっていないため、中学校とする場合、このことに係る改修費も必要となる。
- ・南側の校舎はベランダがなく、生活がしにくい。

◎これらの点を総合的に検討した結果、予算的・時間的に課題が多く重いため、委員会の対策案として採択しない。

第6案 常滑中学校の余地に常滑東小学校を建設する。

○メリット

- ・新しい校舎となる。

●デメリット

- ・常滑中学校の教室不足の際、増築用地がなくなる。
- ・若干余地はあるが、土地の形状が南北に長く校舎の建築には不向きである。
- ・事業費が大きくなることが想定される。
- ・体育館、グラウンド、プール等を小中学校で共用することについて、課題の整理が必要である。

◎これらの点を総合的に検討した結果、物理的・予算的・時間的に課題が多く重いため、委員会の対策案として採択しない。

第7案 飛香台地区周辺の山地を開発し、小学校を新築する。

○メリット

- ・快適な環境が得られる。

●デメリット

- ・概算事業費が大きく、数十億円と推計される。
- ・私有地であり用地取得の不確実性がある。
- ・施設の完成までの期間からみて平成31年度には間に合わない可能性が非常に高い。

◎これらの点を総合的に検討した結果、予算的・時間的に課題が多く重いため、委員会の対策案として採択しない。

(2) 委員会で採択された要望事項

①特例措置

常滑東小学校のマンモス校化を極力抑えるため、常滑東小学校から常滑西小学校への通学区域変更を認める「特定地域選択制」の導入を検討するよう要望する。

②常滑中学校に関する対応

常滑中学校は、平成38年度に2教室、39年度に3教室不足する可能性がある。今すぐ、対策が必要な状態ではないが、随時、生徒数の推移を見守り、時期を見誤らないよう適切に対応するよう要望する。

③通学路の安全の確保

常滑東小学校の全児童数513人のうち、国道247号線を渡る児童数は、約440人であり、全児童数に占める割合は、約86%である。この内、381人は、ピアゴ常滑店北に位置する千代ヶ丘5丁目信号交差点を通り通学している。4車線の幅員の広い幹線道路であり交通量も多いため、交通安全上の観点から、横断歩道橋の設置を要望する。

3 参考意見

- ・ 木造校舎の建設を検討してほしい。
- ・ 常滑東小学校の建替えを行うのであれば大型バスが入れる道も造ってほしい。
- ・ 工事中の交通安全等、周辺環境が心配である。
- ・ 常滑中学校の通学路の安全対策を考えてほしい。
- ・ 市内全域を対象として、再配置・越境を考えてもよいのではないか。
- ・ ピアゴのところに横断歩道橋を造ってほしい。
- ・ 常滑中学校の曲がりくねった道路をまっすぐにしてほしい。
- ・ 交通安全面で不安があることはよくない。
- ・ 通いたい小学校を自ら選ぶ学校選択制という手法もあるのではないか。
- ・ 常滑東小学校の児童の約9割が北条区民であるが、2か月間という期限付きの検討委員会では意見を集約できないため、もっと北条区民の意見を聞いてほしい。
- ・ 市の財源は有効に活用すること。
- ・ 随時、児童・生徒数の把握に努めること。

<参考資料>

(1) 常滑地区以外の地区の児童・生徒・学級数の推移予測表

青海地区の児童・生徒・学級数の推移予測表

平成 27 年 5 月現在

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	教室数
三和小	児童数	197	194	191	197	178	172	163	162	160	156	169	12
	学級数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
大野小	児童数	245	241	241	238	232	219	225	222	209	197	187	20
	学級数	12	11	11	11	11	11	11	11	9	8	8	
青海中	生徒数	241	232	232	221	230	221	219	203	209	215	208	12
	学級数	9	10	10	9	9	8	8	8	9	9	8	

鬼崎地区の児童・生徒・学級数の推移予測表

平成 27 年 5 月現在

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	教室数
鬼北小	児童数	460	473	482	468	435	405	362	334	297	288	283	16(今年度 2教室 増築)
	学級数	16	17	18	17	16	15	14	14	13	13	13	
鬼南小	児童数	748	755	766	766	739	716	716	684	656	656	646	31
	学級数	25	26	27	27	27	26	26	24	23	23	23	
鬼崎中	生徒数	467	531	531	608	608	645	645	628	628	548	548	22
	学級数	16	17	17	18	19	20	21	20	20	18	18	

南陵地区の児童・生徒・学級数の推移予測表

平成 27 年 5 月現在

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	教室数
西北小	児童数	220	213	203	196	192	197	192	177	169	164	155	17
	学級数	10	10	9	8	8	8	8	8	8	8	8	
西南小	児童数	143	136	130	129	119	109	97	94	89	89	90	15
	学級数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
小鈴谷小	児童数	207	196	186	175	162	154	137	133	128	122	119	15
	学級数	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
南陵中	生徒数	326	339	308	304	292	266	263	250	251	242	240	18
	学級数	12	13	11	11	11	11	10	10	11	10	9	

(2) 検討内容の経過

回	月 日	検 討 内 容 の 概 要
1	4月30日(木)	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付・会議の持ち方と今後のスケジュールについて・常滑市常滑地区の人口推計について 常滑東小学校・常滑西小学校・常滑中学校児童生徒数、 学級数の推移予測、飛香台人口動向について・常滑東小学校児童数増加対策について・検討委員会の今後の予定について
2	5月19日(火)	<ul style="list-style-type: none">・第1回検討委員会における意見・質問等について・常滑東小学校の児童数増加に係る対応等について (追加案を加えた意見交換)
3	6月 2日(火)	<ul style="list-style-type: none">・第2回検討委員会における意見・質問等について・常滑東小学校の児童数増加に係る対応等について
4	6月16日(火)	<ul style="list-style-type: none">・答申(案)について

(3) 常滑東小学校児童数増加に伴うあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 住宅地開発に伴い予測される常滑市立常滑東小学校の児童数の増加に伴う教室数の不足について、児童がより良い環境で学校生活を送れるようその対策を検討するため、常滑東小学校児童数増加に伴うあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- 1 常滑東小学校の児童数増加に係る対応に関すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、児童数増加に係る対応等に必要な事項に関すること。

(報告)

第3条 検討委員会は、前条に掲げる検討結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第4条 検討委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 常滑東小学校、常滑西小学校及び常滑中学校のPTA代表
- (3) 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域内にある基幹保育園・認定こども園母親の会代表
- (4) 常滑東小学校及び常滑西小学校の通学区域内にある子ども会育成会代表
- (5) 常滑地区6区の各代表
- (6) 常滑地区青少年問題連絡会代表
- (7) 常滑地区子どもを守る会代表
- (8) 常滑地区主任児童委員の代表
- (9) とこなめ子育て支援協議会会長
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き、その選出は、委員の互選による。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を求めることができ

る。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

(4) 検討委員会委員名簿(委嘱期間:平成27年4月24日から平成28年3月31日)

敬称略・順不同

No.	氏名	住所	所属等	摘要
1	坂倉好克	白山町	学識経験者	委員長
2	松田晃治	飛香台	常滑東小学校PTA代表2名	
3	大崎まなみ	飛香台		
4	伊奈資浩	奥条	常滑西小学校PTA代表2名	
5	柚木みづほ	山方町		
6	都築孝弘	長峰一ノ切	常滑中学校PTA代表2名	
7	冨塚千早	かじま台		
8	森下晃代	飛香台	瀬木保育園母親代表	
9	深石恵理	飛香台	風の丘こども園母親代表	
10	初山美香	奥栄町	常滑地区子供を守る会会長	
11	鷹野加代子	飛香台	北条竹の子子ども会会長	
12	柴山博昭	飛香台	瀬木ハッスル子ども会会長	
13	梅原幸隆	奥栄町	奥条子ども会会長	
14	陰山祐次	かじま台	山方子ども会育成会会長	
15	栗山和弘	金山字北平井	常滑地区青少年問題連絡協議会会長	
16	谷川和穂	かじま台	主任児童委員	
17	柴田弘美	保示町	とこなめ子育て支援協議会会長	
18	伊藤充廣	鯉江本町	北条区の代表	
19	赤井祐治	陶郷町	瀬木区の代表	
20	水野平興	奥条	奥条区の代表	
21	久田公之	市場町	市場区の代表	
22	筒井正治	山方町	山方区の代表	
23	磯村公平	保示町	保示区の代表	副委員長

※所属等については、平成27年4月22日現在のものです。

事務局

No.	役職名	氏名	備考
1	教育長	加藤宣和	
2	教育部長	榊原直樹	
3	学校教育課長	山崎巖生	
4	学校教育課課付課長	榊原寛二	
5	学校教育課課長補佐	山本宗雄	
6	学校教育課技師	西 知里	

